

◆◆◆《第3342回金融ファクシミリ新聞社セミナー》のご案内◆◆◆

新しい金融ファクシミリ新聞社セミナーをご案内致しました。ご回覧、ご検討をお願いします。

主催：FNコミュニケーションズ(<http://www.fng-net.co.jp/seminar/smnlist.html>) 共催：金融ファクシミリ新聞社

ミャンマー投資法及び会社法改正案の詳細

堤 雄史 氏

SAGA国際法律事務所代表弁護士
TNY国際法律事務所 共同代表弁護士
(独)中小企業基盤整備機構 平成29年度国際化支援アドバイザー

【講演趣旨】 2016年10月にミャンマーへの投資に関して重要な法律である「投資法」が成立しました。その後、2017年2月～4月にかけて、投資法に関連する施行細則及び通達も発布されました。また、更に2017年中の会社法の改正も予定されています。いずれもミャンマーに進出する日本企業などに大きな影響を与える法律であり、実務上も重要な変更点が多く含まれていますので、関係者の皆様には投資法関連の近時知識の習得が欠かせません。

そこで本講義では、現地駐在経験が誰よりも長く知見も豊富な講師が、現地でしか知ることのできない貴重な情報を交えながら、新たに成立した投資法及びその関連通達並びに会社法改正案について詳しく解説します。

【講演項目】

(定員20名、撮影・録音はご遠慮ください)

- | | |
|--|--|
| 1. 最新情報
(1)法令の成立状況
(2)最新のミャンマー国内の話題等 | 3. 会社法改正案の概要
(1)会社法の主な改正点
(2)実務上の留意点 |
| 2. 投資法の概要
(1)投資法の主な改正点
(2)規制業種及び促進業種
(3)申請手続き | 4. その他の重要法令
(1)労働法制の概要
(2)不動産法制の概要
(3)知財法制の概要 |

【講師紹介】 堤 雄史(つつみ ゆうじ)氏 2010年弁護士登録。東京大学法科大学院、アンダーソン・毛利・友常法律事務所等の大手法律事務所の勤務を経て、2015年3月SAGA国際法律事務所をミャンマーで設立。2015年独立行政法人中小企業基盤整備機構平成27年度国際化支援アドバイザー/海外販路開拓支援アドバイザー登録。2016年2月TNY国際法律事務所をタイで設立。ミャンマーの駐在期間が最も長い日本人弁護士である。ミャンマー又はタイへ進出する日本企業を中心として、外国投資法、労働法等のミャンマー法又はタイ法に関する各種アドバイス、契約書の作成等の業務を行っている。

著作：『ミャンマー・ビジネスの法務・会計・税務』(中央経済社、2013年12月)等多数

【日時】 2017年7月11日(火)10:00-12:00 **【事務局】** TEL:03-3639-8858
【料金】 1人目は 22,000円(税込23,760円) 2人目から 20,500円(税込22,140円)
【場所】 東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル2Fセミナールーム

◆◆◆ 第3342回セミナー参加申込書 ◆◆◆

●参加お申し込みには下欄各項目をご記入の上、下記受付FAXまでお送り下さい。●申込者が複数の場合は全員のお名前をご記入下さるか、この申込書をコピーされ別途ご記入の上、FAXして下さい。●弊社ホームページ「金融ファクシミリ」で検索からもお申し込みできます。●お客様の情報を部外者に提供することはしません。●FAXまたはホームページからの申し込み受付を以て正式契約となります。●申込書受信後、弊社から参加受講券を兼ねた「受付完了メール」をお客様へ送信し、その後、「請求書」を別途ご郵送します。●申し込まれたのに、受付完了メールがお客様の元に届かない場合は、弊社担当(電話03-3639-8858)までご連絡下さい。●お申し込み後に参加不都合となった場合は、キャンセルではなく代理出席をお願いします。それも難しい場合は資料郵送をもって出席とさせていただきます。●お振り込みいただいた受講料は原則お返しできませんが、開催中止の場合はご返金します。その他の補償はしかねます。●今後、当FAX案内を希望されない方は、欄外に会社名、部署名、電話番号、FAX番号とともに「案内不要」とご記入の上、受付FAXまでご送信下さい。

【法人名】	【部署名】
【役職名】	【氏名】
【Tel】	【受講証明書】ご希望の方は右の□にレ点を。□
【Mail】	
【事務ご担当者名】	【Tel】
【請求書等ご送付先】〒	

■◇■ 受付FAX:03-3639-3720 ■◇■ その他ご連絡事項がありましたら欄外にお書きください。